**工事請負契約書**

第１条　発注者　　　　　　　　　　　　　　　（以下｢甲｣という。）及び浄化槽工事業者

　　　　　　　　　　　　（以下｢乙｣という。）は、上山市浄化槽設置整備事業補助金の交付を受ける浄化槽設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

1. この契約は、次に掲げる工事に適用される。

　工事の場所　　上山市

　工事の期間　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

　設置する浄化槽

　　　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第４条第２項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量（以下｢ＢＯＤ｣という。）除去率９０パーセント以上で放流水のＢＯＤが２０㎎／ｌ（日間平均値）以下の機能を有するところの別添図面及び仕様書に係る浄化槽

　工事の請負金　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円（消費税含む）

1. 乙は、この契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して

契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと引き換えにその請負代金全額の支払を完了するものとする。

1. 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第２９条第３項の規定に従い浄化槽設備士

　　　　　　　　に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

1. 甲及び乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させて

はならない。ただし、相手方の承諾を得た場合はこの限りでない。

1. 乙は、この契約の履行について、工事の全額又は大部分を一括して第三者に委任し、

又は請け負わせてはならない。ただし、予め甲の書面による承諾を得た場合は、この限り

でない。

第７条　乙は、浄化槽法第４条第３項の規定による浄化槽工事の技術上の基準に従って工事を行わなければならない。

第８条　甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しく

は工事の一時中止を求めることができる。この場合において、請負金額又は工期を変更する必要があるときは、甲、乙協議して決定するものとする。

２　前項による工事内容の変更、工事着手の延期又は工事の一時中止による損害は、乙の責

　に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第９条　乙は、乙の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができ

ないときは、甲に対して、遅滞なくその事由を明示して工期の延長を求めることができる。

　この場合、その延長日数は、甲、乙協議して定める。

第10条　工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条　乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負うものとする。

　ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条　乙は、上山市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、補助金交付を受けるために必要な書類及び写真を甲に提出しなければならない。

第13条　甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

２　甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

３　前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条　瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後５年以内に行わなければならない。

第15条　甲は、乙が工事を完了するまでは、乙の損害を賠償してこの契約を解除することができる。

２　甲は、乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何らの手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第16条　乙は、次の各号に一に該当するときは、催告その他何らの手段を要せず、この契約を解除することができる。

1. 第８条に基づく工事着手の延期又は工事の一時中止が１０日以上継続したとき。
2. 甲がこの契約に違反し、その結果この契約が履行できなくなったと乙が認めたとき。

２　前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第17条　乙の責に帰すべき事由により、引渡し期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡し期日）までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、甲は、当該引渡し日の翌日から引渡し完了の日までの遅滞日数に応じ、請負代金に年

　　　　　パーセントの割合で計算して得た額を違約金として乙に請求することができる。

２　甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき請負代金を所定の期日までに支払わないときは、乙は、当該支払期日の翌日から支払完了の日までの日数に応じ、請負代金のうち未払金に年　　　　パーセントの割合で計算して得た額を遅延損害金として甲に請求することができる。

第18条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めるものとする。

　この契約の締結を証するため、この契約書を２通作成し、甲、乙両者記名押印のうえ

各自その１通を保有するものとする。

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　甲　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　乙　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（浄化槽工事登録番号

又は届け出番号　　　　　　　　　）